

第12回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月6日(金)午後2時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室

3 定数及び現員数 定員16名 現員16名

4 出席委員 14名

1番 小倉哲也

2番 山寄和雄

3番 栗原寛光

5番 小泉勝彦

6番 石川和利

7番 石渡正明

8番 関巖

9番 渡邊美代子

11番 切替一弥

12番 渡辺義一

13番 注連野千佳代

14番 時田善夫

15番 中山明

16番 森田菊雄

5 欠席委員 2名

4番 陸野光男

10番 田中幸一

6 出席事務局職員 4名

伊藤事務局長

齊藤主幹

山田主査

高品主査

◎開 会

令和2年3月6日午後2時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、お疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。皆さん、マスク着用で、何か中国のほうからコビット19ですか、新型肺炎、大変なことになっておりますけれども、我々の身近に来てくれなければいけないと願っているところです。

そんな中、うちの周りではもうウグイスも大分鳴き始めまして、これから春、畑、田んぼ作業始まると思います。今日はまた案件もたくさんあると思いますので、よろしくご審議のほどお願いして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○事務局長（伊藤恵一君） 会長、ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほうを務めさせていただきます。

ただいまより第12回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。4番、陸野光男委員、10番、田中幸一委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

11番、切替一弥委員、12番、渡辺義一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページを御覧ください。本件は、令和2年2月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が、同じく市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、高齢となり労働力も不足しているため、譲受人に売却したいとのことです。

譲受人は、自宅に近く耕作上便利なため購入したいとのことでした。

総会資料の1ページの位置図及び2ページの現地写真を御覧ください。場所は、蔵波字鎌倉街道です。現地を確認したところ、現地は畑で保全管理されていました。

総会資料の3ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具などについては、トラクター、耕耘機、農用車を所有しています。

農作業の常時従事日数につきましては、世帯で650日の従事をしており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が143アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作するとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地主担当委員の意見及び現地調査の報告を求めるところであります。担当委員の田中幸一委員が本日欠席のため、代理の委員より報告をお願いいたします。

3番、栗原寛光委員。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。田中委員、現地調査の報告を代読させていただきます。

2月27日午後2時頃、譲受人と現地確認を行いました。現在、畑は耕作されておらず、年に数回草刈りをしているそうです。譲受人は、落花生や里芋を栽培している農家です。今後は、畑を整備し、ショウガを栽培したいと意欲的でした。特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。以上、代読です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の2ページから6ページを御覧ください。本件は、令和2年2月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、同一世帯内で贈与により農地の所有権を移転しようとする案件です。

譲渡人は、高齢のため、農業の後継者である譲受人に生前贈与をしたいとのことです。

譲受人は、相続による農地の分散を防ぎ、農業を継続していくため、生前贈与を受けたいとのことです。

総会資料4ページの位置図及び5ページの現地写真を御覧ください。場所は、大鳥居字西村ほか27筆あります。現地を確認したところ、現地は田及び畑で耕作されていました。

総会資料の6ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、譲受人には貸付地がありますが、この地区では農地の効率的な利用のため、農地中間管理事業を利用して担い手間で貸借を行っているものであり、効率利用に当たります。

農機具などについては、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で290日の従事をしており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が311アールとなっているため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。2月29日午後1時より、譲受人にお話を聞いてきました。

譲受人は、先月所有権移転で農地の取得の許可を受けまして、また、この地区は、圃場整備等ありますので、名前を一本化するという意味合いもありまして、名義を変更したいということでした。ほかの条件等については問題ないと思います。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号、整理番号3についてご説明いたします。

議案の6ページを御覧ください。本件は、令和2年2月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が、同じく市内在住の個人が所有する農地に使用貸借権を設定しようとする案件です。契約期間は5年間を予定しています。

譲渡人は、労働力不足により譲受人に貸したいとのことです。

譲受人は、以前から耕作を頼まれており、引き続き借りて耕作をするとのことです。

総会資料7ページの位置図及び8ページの現地写真を御覧ください。場所は、上泉字東萩原です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料の9ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、譲受人に非耕作地が2筆ありますが、周辺が遊休農地となっており、水利もなく耕作が不可能である水田及び隣接する宅地から竹が侵入し、耕作が困難である畑地であり、いずれも復元して耕作することが困難な農地であることから、効率利用要件には当たります。

農機具などについては、トラクター、耕耘機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日の従事をしており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、今回の使用貸借権の設定により、非耕作面積8アールを除くと耕作している面積は54アールとなり、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。2月27日の午後5時から譲受人の立ち会いのもと、現地確認をいたしました。

既に三、四年前からこの畑を借りて耕作しているということで、きれいに作付されておりました。先ほど事務局からありましたけれども、農機具も全部そろってまして、何ら問題ないと思っておりました。皆様のご審議をお願いします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○1番（小倉哲也君） 1番の小倉ですが、譲受人のほうの耕作面積が約5反歩しかないのですが、ほかに何か借りているというようなこともあるのですか。

○14番（時田善夫君） ちょうど5反ぐらいです。

○1番（小倉哲也君） 5反ぐらい。それで生計がされていると、いわゆる家計は大根とサツマイモと。

○14番（時田善夫君） もともとこの方はサラリーマンで、定年退職後に農家を始めたのです。だから、このぐらいの田畑の作付で生計は整います。

○1番（小倉哲也君） 定年帰農者ですね。もともとこれは自分のうちが農家だったのですね。

○14番（時田善夫君） 親が農家やっていたのです。サラリーマンで定年退職し、それから農家を始めました。

○1番（小倉哲也君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号4についてご説明いたします。

議案の7ページを御覧ください。本件は、令和2年2月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の法人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

なお、登記地目は山林ですが、現況が畑となっている農地であり、農地台帳に登録があることから、農地法による許可が必要となっております。

譲渡人は、法人の所在地が遠方であり、農業経営も行っていないことから、管理できないため、譲受人に売却したいとのことです。

譲受人は、耕作上便利なため購入したいとのことです。

総会資料10ページの位置図及び11ページの現地写真を御覧ください。場所は、打越字上です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料12ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で550日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が289アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） それでは、本事案についての報告をさせていただきます。2月28日午前11時半に譲受人と私とで、本案件の現地確認と、及び経緯についてお話を伺いました。

現地は、先ほど事務局より説明がございましたけれども、地目は山林であります。一部近隣の農家が借りて野菜等の作付がされている畑として利用されています。また、それ以外は保全管理として管理がされておりました。譲渡人は、市外在住で遠方あることから、代理人を通じて当該農地の譲渡先について打診があったところでした。そこで、集落内での譲渡先を打診しましたが、希望がなかったことから、地域の中核的農業者である譲受人が、自作地にも近いことから、規模拡大を含めて耕作が可能とのことでした。農家要件も十分満たしており、問題はないと思いますので、委員の審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第1号の整理番号5についてご説明いたします。

議案の7ページを御覧ください。本件は、令和2年2月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人から贈与により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、遠方に居住しており管理ができないため、贈与したいとのことでした。

譲受人は、以前から耕作しており、今回譲渡人からの申し出があったため、贈与を受けたいとのことでした。

総会資料13ページの位置図及び14ページの現地写真を御覧ください。場所は、下新田字瀬川です。

現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料15ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。



ん。

農機具などについては、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で250日の従事をしており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が111アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、中山明委員。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。今月の3月1日8時頃、譲受人の〇〇〇さんと現場確認をいたしまして、それで話を聞きましたら、このうちはもともと兄がいまして、兄貴は〇〇〇のほうにもう若いとき、この前も言ったのですけれども、〇〇〇のほうにずっと住んでいるということで、世帯主が2人になっているのは、ずっとこの名前が残っていたということで、それで譲渡人のほうとおじいさんの時代から親戚で、これは戦争が終わってから食べ物なくて、〇〇〇さんのほうのおじいさんが〇〇〇さんのほうのおじいさんに一反貸すから田んぼをやっいなさいということで、ずっとそのままやって、途中で、農地法で何か名前が変わってしまったということになって、それでおじいさんから、子のほうにも言って、子から今度は孫のほうにも、いずれは返さなくてはいけないという話がずっと伝わっていて、今回ここでお孫さんが今〇〇〇さんのほうは前は〇〇〇にいたのですけれども、今〇〇〇のほうに行っているということで、ずっと土地は名前だけ変えてしまったのだけれども、ずっと〇〇〇さんが土地は田んぼをつくっているということで、今回〇〇〇さんのほうから、どうしてももう管理できないから、おじいさんのときに聞いていたから贈与しますということになりましたので、それで〇〇〇さんのほうが、ではわかりましたということで、そういうふうに贈与になりました。皆様のご審議をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の6について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第1号、整理番号6についてご説明いたします。

議案の8ページを御覧ください。本件は、令和2年2月21日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が相続財産管理人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

対象農地の所有者は、既に亡くなっており、裁判所から相続財産管理人として譲渡人が任命され、相続財産の精算をするために売買したいとのことです。

譲受人は、自宅に近く、耕作上便利のため購入したいとのことです。

総会資料16ページの位置図及び17ページの現地写真を御覧ください。場所は、上宮田の字下羽雄です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料18ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機、農用車を所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で310日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が415アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、石川和利委員。

○6番（石川和利君） 説明する前に、地番の訂正がちょっとあります。上宮田「しもはお」ではなくて「しもはよ」、「お」ではなくて「よ」に変えてください。地元ではそう呼んでいます。

○6番（石川和利君） それでは、3月2日の日に午後1時より譲受人の〇〇〇さんの立会いのもと行

いました。

現地は、従来田んぼとして耕作されており、また問題ありませんでした。農機具、耕作面積、世帯員による農業従事日数は、事務局から言い渡されたとおりです。譲受人は、以前からこの農地を耕作しており、また中間管理事業を通して農地の集積を図るということをしております。そしてまた、長男のほうも将来農業をやるという予定になっておりますので、このことから、農地の取得については支障がないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の7については、令和2年3月5日付で取下願が提出され、それを受理いたしました。このため本日の審議案件ではなくなりました。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の9ページを御覧ください。本件は、市内の法人が市外在住の個人から農地1筆を買い取り、資材置場及び駐車場に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年2月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料の23ページの位置図を御覧ください。申請地は、平川行政センターの南東側約290メートル、JR東横田駅の北東側約320メートルに位置し、公共施設や鉄道駅等の公益的施設が申請地から

おおむね300メートル以内にあることから第3種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料25ページのとおりであり、全面に砕石を敷き、砕石や砂利等の資材を置くとともに、従業員駐車場6台及び土木建築工事業で利用する重機車両の駐車場を整備する計画となっております。

排水関連については、雨水は自然浸透させ、汚水、雑排水はないとのこと。

また、防災計画については、隣接住宅側に防じんネットを設置して工事を行い、工事完了後は敷地内をネットフェンスで周りを囲い、門扉を設置して管理を行うとのこと。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料26ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、切替一弥委員。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。2月28日午前9時より、代理人の方、小倉委員、私とで現地確認を行いました。

現地、地目は田になっているのですが、現状は盛土をされており、草を刈ったような形跡があるけれども、耕作されていた様子はありませんでした。隣に太陽光発電、写真でもわかるとおり、隣は太陽光発電と宅地、あと反対側も道路、水路を挟んで駐車場と太陽光発電というふうになっていました。事業計画のほうなのですが、周りをブロックでぐるっと囲って、上にネットフェンスがのる、そういう形だそうです。表面砕石のみで、ブロックとか積みますので、現状より管理されるようなことになると思います。地元の土地改良区からも抜けておまして、その点も問題ないと思います。総合的に見て、特に問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した1番、小倉哲也委員から補足説明があればお願いいたします。

○1番（小倉哲也君） 今、切替委員のほうからご報告があったように、現状の中では特に問題がないというふうに判断しました。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 令和元年度第11次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 令和元年度第11次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第3号の令和元年度第11次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

議案第3号を御覧ください。この農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の6ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が6件で、全て通常の利用権設定となっております。

利用権設定を受ける方の面積は、合計で325.85アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、計画書（案）の1ページから5ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。  
採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。  
よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 袖ヶ浦市の農地の賃借料情報の提供について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 袖ヶ浦市の農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第4号についてご説明いたします。

議案の11ページを御覧ください。農業委員会は、農地法第52条に基づき毎年農地の賃借料情報を提供しています。この農地法第52条についてご説明いたしますと、農業委員会は農地の利用状況や賃貸借における賃借料などの情報を収集し、整理して、農地の利用集積など賃借料の参考となるように情報提供することという内容になります。

次に、議案の12ページを御覧ください。賃借料情報とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに締結された農地法第3条の賃貸借権設定及び農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料を集計し、地目別、これは田畑、地区別、これは袖ヶ浦、平川地区につきまして、10アール当たりの最高額、最低額、平均額、袖ヶ浦市全体の平均額などの情報になります。この賃借料情報は、耕作者が田畑を賃貸借する際に参考とする情報の一つとして提供するものです。

提供方法については、農業委員会総会にて賃借料情報の承認を受けた後、農業委員会のホームページに掲載してお知らせします。

説明は以上となります。ご審議を願います。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○12番（渡辺義一君） このデータの平均値というのが出ていますけれども、データ数というのは、これは昨年のものでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらにつきましては、平成31年の1月の総会から令和元年12月31日までの総会で認定され、基盤強化法につきましては、その後報告がされたものについて

の額を集計したものとなります。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○12番（渡辺義一君） はい。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○15番（中山 明君） 15番、中山です。田んぼの袖ヶ浦地区のほうと平川地区のほうで、平均でかなり差があるのだけれども、これは平岡地区のほうがお米がとれるからということですか。

○13番（注連野千佳代君） 1反1俵とかだと去年のだと1万3,000円ぐらいになるので。

○15番（中山 明君） うちのほうだと来年もうやらないという人はいる。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 一件一件の個別の理由については、貸し主と借り主の相談によるものなので詳細はわからないものもありますが、全体的に見まして比較的圃場が整備されている横田地区など、最近圃場が整備されたものが多い平岡地区などは、1反当たりの賃料が高めで、この周辺など比較的小さい区画が多いところにつきましては、例えばこちらが半俵分とかという形になりまして、そのようなことで差が出ているものと思われま。

○15番（中山 明君） ありがとうございます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

○8番（関 巖君） このデータは、毎回総会で整理して、個々の賃料で計算したということでのいいのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちらの審査を受けた金額のものを集計したものになります。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

ほかに。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。事務局のほうに聞きたいと思うのですが、水田の場合、例えば水利費をのせてしまふとか別にするとか、あと圃場によって裏作ができるとか、できないとか、それによって大分幅があると思うのですけれども、そういうのをデータの的に取ることというのは可能なのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 水利費などの上乘せについてなのですが、地区ごとに地権者が持っているところ、耕作者が持っているところなどもあり、また賃借料として払うのではなくて、直接水利組合に対して支払いが行われているケースが多いため、ちょっと現在のところ把握はできておりません。

○11番（切替一弥君） 今後、この申請の中では無理なのだけれども、データの的に取ることということ

というのは可能なのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 現在の状況でいうと難しいかと思えます。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○11番（切替一弥君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、提案のとおり提供することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については提案のとおり提供することに決定いたしました。

◎議案第5号 令和2年度袖ヶ浦市の別段の面積（下限面積）の設定について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 令和2年度袖ヶ浦市の別段の面積（下限面積）の設定についてを議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第5号についてご説明いたします。

議案の13ページを御覧ください。農業委員会は、農業委員会の適正な事務実施についてに基づき、毎年別段の面積の設定または修正の必要性を検討することとなっております。この別段の面積とは、新規就農者などが農業に参入しやすいようにすることや、地域の実情に合わせて農業委員会が定める下限面積のことをいいます。いわゆる最低限耕作に必要な面積であり、主に農家要件の判定に使用している数値です。

なお、本市は、農地法第3条第2項第5号に基づいた50アールで設定しております。

下限面積の設定案といたしましては、耕作面積が小さく設定されると、生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われぬおそれがあることや、新規就農で耕作面積の小さいものが増加すると農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を来すことが懸念されることから、農地法で定められた50アールのままとし、変更は行わないものとする案を提出いたします。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。



質疑はございませんか。

お願いします。

- 1番（小倉哲也君） 1番、小倉です。前回の意見交換会のときに、各委員さん、あるいは推進委員の方々からのご意見では、現行のままというようなご意見が出たと思うのですが、実際に新規就農者が施設園芸やった場合に、50アールという規模が非常に大きな障害になっているというのが現状です。特に今観光イチゴ狩り園とか、そういったもので新たな経営形態も出てきている中で、施設の場合には投資額が非常に大きいということもあって、30アール規模の、あるいは50アール規模の施設園芸となると非常に大変なことになってしまうので、できる限り規模をもう少し施設園芸の場合は低くして設定したほうがいいのかという気がします。トマトの関係もそうですけれども、おおむね大体最低でも20アールないと、経営的な施設園芸ができないと言われていました。

そういった中で、私としては施設園芸で新規就農する場合、あるいは施設園芸で就農する場合については20アールあるいは30アールというような規模で設定されたほうがよろしいかなと思います。ご審議をしていただければと思うのですが。

- 議長（小泉勝彦君） お願いします。

- 3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。小倉委員と同じように、前回の意見交換会で長浦地区は2つに割れました。2つに割れたというより、併記して話そうということで、まず縮小する意見については、この農業委員会資料の33ページを見てください。この新規就農者の経営面積、これを見ていただくと50アールそこそこでこれをクリアしているということから見ると、これはもともとハウス栽培の成功者が多いのですけれども、こういう方々は50アールを何とかクリアして、それでこういうハウス栽培を行おうというふうに受け止めるわけです。そういうような点で、小倉委員がおっしゃったように、こういうハウス栽培とか、そういうものについてはある程度面積を小さくしたほうがいいのかと。一方で、これの面積を小さくしてしまうと、これも一つの案ですけれども、悪意を持った者が参入しやすいという点で、長浦地区では2つに割れた意見が出ました。

以上です。

- 議長（小泉勝彦君） 今のお二方の質疑に対して、何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

お願いします。

- 13番（注連野千佳代君） 13番、注連野です。お二方に関してというわけでもないのですが、現在は施設栽培の場合、施設の面積のみで考えられていますね。例えば観光農園なんかでも必ず附帯として駐車場必要になってくるわけで、その敷地面積の部分、結局施設栽培だけだと普通の畑とかよりもやっぱり駐車場の場所とか通路とか何かいろいろ必要だったりとかもするわけで、その施設の面積だけで見るとというのは、ちょっとなかなか難しくなっているから、そこをちょっと見直していこうというような話があるというのを、どこかで何かちょっと聞いたような気もするのですが、その辺はど

うなっているのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 面積の捉え方についてなのですが、主に今言ったようなハウスを使った場合ですと、ハウスそのものの面積だけではなくて、それと併せたそれらの底地となっている地番全体の面積で考えるため、例えば2,000平方メートルのハウスだからといって2,000平方メートルではなく、プラスアルファ程度のもものとなることが多いです。ただし、耕作面積として捉えていますので、現在のところは駐車場などの附帯施設面積は、耕作に供される面積ではないという扱いになるため、耕作面積には入らない計算となっております。

○13番（注連野千佳代君） 見直していくというようなふうには、今なっていないということですか。まだなっていない。

○事務局（山田尚史君） 現在は。

○議長（小泉勝彦君） ほかに何かございますか。

○8番（関 巖君） 質問なのですけれども、この下限面積を例えば新規就農の施設園芸に限るとかという、そういう条件をつけてということは可能なのですか。それ以外は50アールという形で。それは可能なのですか。

○議長（小泉勝彦君） そういうことができるのですか。

○事務局長（伊藤恵一君） できますね。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉です。この間の意見交換会の際の資料にもありました他市町村も、地域によって同じ市内であっても狭隘な農地のところの面積と開けた面積のところ、それぞれ全部違う設定、千葉市なんかもそうですけれども、設定されていますので、今ご質問あったような形で市内の中でも施設園芸と露地栽培、別々の面積の設定は可能だというふうに理解していますけれども。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局長（伊藤恵一君） 事務局の伊藤でございます。先般の意見交換会を経て、皆様方もこの案件、非常に悩ましく思っているところであると感じました。また、この案件は新市長の公約にも上がっているところでございます。就任直後に、会長と代理などと市長に会ったところ、任期の期間中でこの5反要件と新規参入のことも論議をしていきたいということを明言されておりました。いずれこの案件が市長部局、農政部門から提起されて、この審議の場に上がってくることはもう目に見えているところでございます。これ事務局からの提案なのですが、今期に限ってはそのまま、論議もなくいきなり下げるとするのはちょっと厳しいのかなというのがございます。委員さんの中、また推進委員さんの中で、検討部会のようなものをきちんと立ち上げた上で情報収集して、その中で論議して市長部局と連携してこれを話し合うほうが、よりよい結果が見出せるのではないかなと私どもは考えておりますので、ご審議をいただければと思います。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

どうぞ。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。今、事務局長がおっしゃられた内容とほぼ同じなのですが、これから時間をかけて、今回のこの案については、これは前回の意見交換会である程度こういう方針でいくということですから、これは覆されないほうがいいと思います。ただ、何人かの意見があったように、また事務局長もおっしゃられたように、これから時間をかけて他市町村の情報とか、そういうのも事務局のほうは大変でしょうが、情報を得て、また次回にこういう提案を再度していただくような形で、それと並行して取り入れられるかどうか調べていただくようなことをお願いしたいなというふうに思います。

○議長（小泉勝彦君） ほかに。

どうぞ。

○8番（関 巖君） 私もほぼ事務局長の意見に賛成なのですが、前回の意見交換会では発表者の中ではおおむね現行どおりのほうが多かったというふうに私は受けております。今日すぐ現行どおりで縮小という意見は、今日すぐここで結論づけるのはちょっとデータ不足かなと思いますので、データをそろえて継続審議ということでお願いできればと。そのデータを集めるときに、本当に新規就農したいのだけでも、五反歩クリアできなくて断念したとか、そういう事例が実際あるのかどうか、そういうのがたくさんあって、やっぱりこれは下げたほうが現状に合うというデータあるのであれば変えるという大きな理由になりますけれども、実際にそういう需要があるのか、ないのかというのを見聞きして議論する、結論出すというのはどうかなと思うので、それもそういう資料も集めておいていただきたいということでございます。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑ございませんか。

お願いします。

○事務局長（伊藤恵一君） 事務局の伊藤でございます。皆様方に意見交換会でご意見伺って、本当に何回も申し上げますが、悩ましいところでございます。4月に意見交換会予定されております。今日のこの審議の過程で出ましたご意見を、まずその意見交換会の中で推進委員さんにもこういう状況だったということをお伝えして、データを整理して、今後視察等も皆様方、委員さんにも来ていただいて、他市の状況を見ながらやりたいと思いますので、まずは次の意見交換会でこういうことを立ち上げたいということを皆様の了解を得て正式に動かしていったほうがよりよい結果が見出せるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） どうでしょうか、今の皆様方のご意見と事務局長の意見を総合いたしまして、継続して検討していきたいと思います。

○議長（小泉勝彦君） 質疑を終結いたしまして、これより討論をお受けいたしますが、討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、採決をいたしたいと思います。

議案第5号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正（案）について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正（案）についてを議題といたします。

議案第6号については、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正（案）についてご説明をさせていただきます。

議案の14ページから16ページを御覧ください。改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」が取り組まなければならない業務として明確に位置づけられ、同法第7条第1項に基づき、活動に伴う指針を平成28年11月22日に農業委員会で定めたところでございます。

この指針でございますが、農地利用最適化推進の3つの柱、すなわち遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進につきまして、それぞれ委員の任期3年を勘案しまして目標数値と推進方法を定めてございます。また、この指針は令和5年を最終目標としておりまして、3年ごとの委員の改選期に3年後の目標に即して検証、見直しを行うものでございます。今年度は最初の委員改選年度でございます。農地利用最適化推進の3つの推進項目につきまして、平成28年から3年が経過した実績データでございますので、これをもとにしまして推進状況等を検証し、2月19日開催の農業委員・農地利用最適化推進委員意見交換会にて委員の皆様からいただいたご意見を十分に考慮いたしまして3年後である令和5年目標を見直す改正案を提案させていただくものでございます。

総会資料30ページを御覧ください。指針の改正内容でございます。1の遊休農地の解消についてでございますが、令和5年3月時の解消目標について、当初指針ではゼロヘクタールを目標としておりましたが、遊休農地判定基準が安定した平成30年3月以降の解消面積を考慮しまして、平成31年3月の現状から毎年度3ヘクタール解消させまして、遊休農地を60ヘクタールにする目標に改正するものでございます。また、推進方法である農地の利用状況調査及び意向調査の調査時期につきましては、農林水産省通知の「農地法の運用について」がございまして、こちらに基づきまして実施するところです。この通知が改正されておりました、通知番号も併せて改めるものでございます。

34ページから35ページをご覧ください。この農地法の運用についての農林水産省の通知文でございます。続いて、36ページから37ページを御覧ください。こちらに遊休農地に関する措置とございますが、利用状況調査及び意向調査の実施時期の通知部分でございます。

31ページにお戻りください。続きまして、2つ目の担い手への農地利用集積についてですが、令和5年3月時の集積目標につきまして、当初の指針では集積率を80%として、面積にしますと2,024ヘクタールを目標としてございました。こちらについては過去3年の新規実績の平均を考慮しまして、平成31年3月の現状から毎年度12ヘクタール集積し、集積率10.63%となる目標に改正をするものでございます。

続きまして、32ページを御覧ください。参考といたしまして、担い手の育成・確保についての結果でございます。令和5年3月時の総農家数、担い手の経営体数の目標につきまして、当初の指針では総農家数1,503戸、うち主要農家数284戸、認定農業者126経営体、認定新規就農者21経営体を目標としておりましたが、総農家数につきましては過去5年の実績の平均を考慮しまして、平成31年3月の現状から毎年度11戸減しまして1,194戸に、また主要農家数につきましては、こちらも過去5年実績平均を考慮しまして、平成31年3月の現状から毎年度5戸減少し156戸に、また認定農業者及び認定新規農業者については、産業振興ビジョンの成果指標となりますが、平成31年3月の現状から毎年度3人増として認定農業者132経営体、認定新規農業者14経営体となる目標に改正するものでございます。

33ページを御覧ください。続きまして、3の新規参入の促進についてでございます。令和5年8月時の個人及び法人の新規参入目標につきまして、当初の指針では個人21人、10.5ヘクタール、法人は7法人、3.5ヘクタールを目標としておりましたが、過去3年の実績を考慮し、平成31年8月の現状から毎年度、個人1人、0.5ヘクタール、1法人、0.5ヘクタールの新規就農者を確保しまして、個人6人、3.6ヘクタール、6法人、3.6ヘクタールとなる目標に改正するものでございます。

以上が改正する内容でございますが、改正後のこの指針につきましては速やかにホームページで公表をする予定となっております。また、38ページから40ページに単年度の具体的な活動としまして、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでした。

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○8番（関 巖君） 遊休農地の定義がいまだに私きちんとつかめていないのですが、農地パトロールしました、秋に一斉に。耕作地を除いて、それから非農地を除いたもの以外が遊休農地と考えていいのでしょうか。

○議長（小泉勝彦君） はい。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。遊休農地の定義でございますが、農地利用状況調査では、前年度に不作付地と判定したものが遊休化され、遊休農地と判定するケースが多いのが現状でございます。木が生えて山林化する手前の非農地に近い状態ですけれども、土地の所有者に指導すれば、農地としてまだ復元が可能だというような判断をしたものが遊休農地でございます。

○8番（関 巖君） それはパトロールのときに、それは非農地とはしなかったわけでしょう。

○事務局（齊藤秀夫君） はい。農地への復元が可能のため、非農地ではないです。

○8番（関 巖君） パトロールして不作付地とか、保全管理されている区分があるではないですか。そういう幾つかの区分の中で、非農地にしたものは除いて、それから耕作しているものを除いた残りが全部遊休農地でいいのでしょうかと。

○事務局（齊藤秀夫君） はい。その他に転用地を除いたものが遊休農地となります。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○3番（栗原寛光君） 3番、栗原です。この審議に直接は関係してこないのですけども、37ページの適用除外の内容、法第31条第1項関係というところに、第1項第1号、この途中は省きますが、聞きたいところだけ言いますけれども、営農条件に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあるもの、この内容の中に農作物の生育に支障を及ぼすおそれのある鳥獣、この明文化された文面があるのですけども、これは非常に長浦地区、これを悩んでいるような状況で、農地がどんどん逆に減っていくという現状にあります。これを抑える何らかの手段を今後講じていかなければいけないのではないかとこのように思いますので、ちょっと横道それましたけれども、お話ししておきたいなというふうに思います。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第6号について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。協議報告第1号につきましてご報告いたします。

議案の10ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和2年1月1日から1月31日までで3件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かございますか。

お願いします。

○8番（関 巖君） 以前一回話したのですが、神納の不法投棄の件です。〇〇〇の東側で、〇〇〇の南側のところに、もう3年ぐらい前から不法投棄があって、去年一旦片づけられたのですが、ことしに入ってまた残土が入ってきている。先ほど中山委員からも指摘を受けているのですけれども、そういう感じで、また不法投棄があるので報告しておきます。

○議長（小泉勝彦君） では、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局のほうから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございました。本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第12回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。ご苦労さまでございます。

午後3時23分 閉会